

○ 運転免許の取消し、効力の停止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年12月12日作成</p> <hr/> <p>法令名：道路交通法（5-18）</p> <hr/> <p>根拠条項：第90条第5項</p> <hr/> <p>処分の概要：運転免許の取消し、効力の停止</p> <hr/> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <hr/> <p>法令の定め：道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）</p> <hr/> <p>処分基準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。</p> <hr/> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</p> <hr/> <p>備考：</p>	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <hr/> <p>法令名：道路交通法（5-18）</p> <hr/> <p>根拠条項：第90条第5項</p> <hr/> <p>処分の概要：運転免許の取消し、効力の停止</p> <hr/> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <hr/> <p>法令の定め：道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）</p> <hr/> <p>処分基準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。</p> <hr/> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</p> <hr/> <p>備考：</p>	

改正後	改正前	備考																				
<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 411 904 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 411 1731 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理</p>
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						

改正後	改正前	備考
<p><u>2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。</u></p> <p><u>3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u></p> <p><u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u></p> <p><u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) あへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u></p> <p><u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) <u>大麻又はあへん</u>を譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>大麻、あへん、覚醒剤の記載要領を警察庁通達のとおり整理した</p> <p>「覚せい剤」を漢字表記 「覚醒剤」に訂正</p> <p>一定の基準を満たした医薬品等の除外規定を追加</p> <p>大麻を削除</p>

○ 運転免許の取消しに係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>処分基準</p> <p style="color: red;">令和6年12月12日作成</p>	<p>処分基準</p> <p style="color: red;">令和5年7月1日作成</p>	
<p>法令名：道路交通法（5-19）</p>	<p>法令名：道路交通法（5-19）</p>	
<p>根拠条項：第90条第6項</p>	<p>根拠条項：第90条第6項</p>	
<p>処分の概要：運転免許の取消し</p>	<p>処分の概要：運転免許の取消し</p>	
<p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p>	<p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p>	
<p>法令の定め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）</p>	<p>法令の定め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）</p>	
<p>処分基準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p>	<p>処分基準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p>	
<p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</p>	<p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</p>	
<p>備考：</p>	<p>備考：</p>	

改正後	改正前	備考																				
<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 411 904 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 411 1731 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理</p>
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						

改正後	改正前	備考
<p><u>2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。</u></p> <p><u>3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u></p> <p><u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u></p> <p><u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) あへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u></p> <p><u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) <u>大麻又はあへん</u>を譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>大麻、あへん、覚醒剤の記載要領を警察庁通達のとおり整理した</p> <p>「覚せい剤」を漢字表記 「覚醒剤」に訂正</p> <p>一定の基準を満たした医薬品等の除外規定を追加</p> <p>大麻を削除</p>

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年12月12日作成</p>	<p>処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年7月1日作成</p>	
<p>法令名：道路交通法（5-20）</p>	<p>法令名：道路交通法（5-20）</p>	
<p>根拠条項：第90条第9項</p>	<p>根拠条項：第90条第9項</p>	
<p>処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定</p>	<p>処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定</p>	
<p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p>	<p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p>	
<p>法令の定め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）</p>	<p>法令の定め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）</p>	
<p>処分基準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p>	<p>処分基準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p>	
<p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</p>	<p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</p>	
<p>備考：</p>	<p>備考：</p>	

改正後	改正前	備考																				
<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 411 904 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 411 1731 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理</p>
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						

改正後	改正前	備考
<p><u>2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。</u></p> <p><u>3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u></p> <p><u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u></p> <p><u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) あへんを譲渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u></p> <p><u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) <u>大麻又はあへん</u>を譲渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>大麻、あへん、覚醒剤の記載要領を警察庁通達のとおり整理した</p> <p>「覚せい剤」を漢字表記「覚醒剤」に訂正</p> <p>一定の基準を満たした医薬品等の除外規定を追加</p> <p>大麻を削除</p>

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: right;">処分基準 <span style="color: red;">令和6年12月12日作成</span></p> <hr/> <p>法令名：道路交通法（5-21）</p> <hr/> <p>根拠条項：第90条第10項</p> <hr/> <p>処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定</p> <hr/> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <hr/> <p>法令の定め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）</p> <hr/> <p>処分基準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p> <hr/> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）</p> <hr/> <p>備考：</p>	<p style="text-align: right;">処分基準 <span style="color: red;">令和5年7月1日作成</span></p> <hr/> <p>法令名：道路交通法（5-21）</p> <hr/> <p>根拠条項：第90条第10項</p> <hr/> <p>処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定</p> <hr/> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <hr/> <p>法令の定め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）</p> <hr/> <p>処分基準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p> <hr/> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）</p> <hr/> <p>備考：</p>	

改正後	改正前	備考																				
<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 411 904 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 411 1731 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理</p>
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						

改正後	改正前	備考
<p><u>2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。</u></p> <p><u>3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u></p> <p><u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u></p> <p><u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) あへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u></p> <p><u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) <u>大麻又はあへん</u>を譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>大麻、あへん、覚醒剤の記載要領を警察庁通達のとおり整理した</p> <p>「覚せい剤」を漢字表記「覚醒剤」に訂正</p> <p>一定の基準を満たした医薬品等の除外規定を追加</p> <p>大麻を削除</p>

○ 運転免許の取消し、効力の停止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年12月12日作成</p> <p>法令名：道路交通法（5-23）</p> <p>根拠条項：第103条第1項</p> <p>処分の概要：運転免許の取消し、効力の停止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <p>法令の定め：道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</p> <p>処分基準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</p> <p>備考：</p>	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <p>法令名：道路交通法（5-23）</p> <p>根拠条項：第103条第1項</p> <p>処分の概要：運転免許の取消し、効力の停止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <p>法令の定め：道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</p> <p>処分基準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</p> <p>備考：</p>	

改正後	改正前	備考																				
<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 411 904 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以 上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以 上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 411 1731 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以 上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以 上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理</p>
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以 上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以 上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						

改正後	改正前	備考
<p><u>2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。</u></p> <p><u>3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u></p> <p><u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u></p> <p><u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) あへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u></p> <p><u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) <u>大麻又はあへん</u>を譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>大麻、あへん、覚醒剤の記載要領を警察庁通達のとおり整理した</p> <p>「覚せい剤」を漢字表記 「覚醒剤」に訂正</p> <p>一定の基準を満たした医薬品等の除外規定を追加</p> <p>大麻を削除</p>

○ 運転免許の取消しに係る処分基準

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年12月12日作成</p>	<p>処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red; text-decoration: underline;">令和5年7月1日作成</p>	
<p>法令名：道路交通法（5-24）</p>	<p>法令名：道路交通法（5-24）</p>	
<p>根拠条項：第103条第2項</p>	<p>根拠条項：第103条第2項</p>	
<p>処分の概要：運転免許の取消し</p>	<p>処分の概要：運転免許の取消し</p>	
<p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p>	<p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p>	
<p>法令の定め：道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）</p>	<p>法令の定め：道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）</p>	
<p>処分基準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p>	<p>処分基準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p>	
<p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p>	<p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p>	
<p>備考：</p>	<p>備考：</p>	

改正後	改正前	備考																				
<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 411 904 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 411 1731 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理</p>
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						

改正後	改正前	備考
<p><u>2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。</u></p> <p><u>3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u></p> <p><u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u></p> <p><u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) あへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u></p> <p><u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) <u>大麻又はあへん</u>を譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>大麻、あへん、覚醒剤の記載要領を警察庁通達のとおり整理した</p> <p>「覚せい剤」を漢字表記 「覚醒剤」に訂正</p> <p>一定の基準を満たした医薬品等の除外規定を追加</p> <p>大麻を削除</p>

○ 運転免許の取消し、効力の停止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>処 分 基 準</p> <p style="color: red;">令和6年12月12日作成</p>	<p>処 分 基 準</p> <p style="color: red;">令和5年7月1日作成</p>	
<p>法令名：道路交通法（5-25）</p>	<p>法令名：道路交通法（5-25）</p>	
<p>根拠条項：第103条第4項</p>	<p>根拠条項：第103条第4項</p>	
<p>処分の概要：運転免許の取消し、効力の停止</p>	<p>処分の概要：運転免許の取消し、効力の停止</p>	
<p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p>	<p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p>	
<p>法令の定め：道路交通法第103条（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</p>	<p>法令の定め：道路交通法第103条（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</p>	
<p>処分基準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p>	<p>処分基準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p>	
<p>問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 運転教育課安全運転相談係</p>	<p>問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 運転教育課安全運転相談係</p>	
<p>備考：</p>	<p>備考：</p>	

改正後	改正前	備考																				
<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 411 904 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 411 1731 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理</p>
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						

改正後	改正前	備考
<p><u>2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。</u></p> <p><u>3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u></p> <p><u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u></p> <p><u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) あへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u></p> <p><u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) <u>大麻又はあへん</u>を譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>大麻、あへん、覚醒剤の記載要領を警察庁通達のとおり整理した</p> <p>「覚せい剤」を漢字表記「覚醒剤」に訂正</p> <p>一定の基準を満たした医薬品等の除外規定を追加</p> <p>大麻を削除</p>

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年12月12日作成</p> <p>法令名：道路交通法（5-26）</p> <p>根拠条項：第103条第7項</p> <p>処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法令の定め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</p> <p>処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p> <p>備考：</p>	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <p>法令名：道路交通法（5-26）</p> <p>根拠条項：第103条第7項</p> <p>処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法令の定め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</p> <p>処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p> <p>備考：</p>	

改正後	改正前	備考																				
<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 411 904 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 411 1731 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理</p>
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						

改正後	改正前	備考
<p><u>2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。</u></p> <p><u>3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u></p> <p><u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u></p> <p><u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) あへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u></p> <p><u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) <u>大麻又はあへん</u>を譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>大麻、あへん、覚醒剤の記載要領を警察庁通達のとおり整理した</p> <p>「覚せい剤」を漢字表記「覚醒剤」に訂正</p> <p>一定の基準を満たした医薬品等の除外規定を追加</p> <p>大麻を削除</p>

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年12月12日作成</p> <p>法令名：道路交通法（5-27）</p> <p>根拠条項：第103条第8項</p> <p>処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法令の定め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</p> <p>処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p> <p>備考：</p>	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <p>法令名：道路交通法（5-27）</p> <p>根拠条項：第103条第8項</p> <p>処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法令の定め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</p> <p>処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p> <p>備考：</p>	

改正後	改正前	備考																				
<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 411 904 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 411 1731 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理</p>
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						

改正後	改正前	備考
<p><u>2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。</u></p> <p><u>3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u></p> <p><u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u></p> <p><u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) あへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u></p> <p><u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) <u>大麻又はあへん</u>を譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>大麻、あへん、覚醒剤の記載要領を警察庁通達のとおり整理した</p> <p>「覚せい剤」を漢字表記 「覚醒剤」に訂正</p> <p>一定の基準を満たした医薬品等の除外規定を追加</p> <p>大麻を削除</p>

○ 自動車等の運転禁止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年12月12日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法令名：道路交通法（5－30）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根拠条項：第107条の5第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処分の概要：自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備考：</td> </tr> </table>	法令名：道路交通法（5－30）	根拠条項：第107条の5第1項	処分の概要：自動車等の運転禁止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）	処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係	備考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法令名：道路交通法（5－30）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根拠条項：第107条の5第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処分の概要：自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備考：</td> </tr> </table>	法令名：道路交通法（5－30）	根拠条項：第107条の5第1項	処分の概要：自動車等の運転禁止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）	処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係	備考：	
法令名：道路交通法（5－30）																		
根拠条項：第107条の5第1項																		
処分の概要：自動車等の運転禁止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）																		
処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係																		
備考：																		
法令名：道路交通法（5－30）																		
根拠条項：第107条の5第1項																		
処分の概要：自動車等の運転禁止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）																		
処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係																		
備考：																		

改正後	改正前	備考																				
<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 411 904 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 411 1731 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理</p>
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						

改正後	改正前	備考
<p><u>2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。</u></p> <p><u>3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u></p> <p><u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u></p> <p><u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) あへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u></p> <p><u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) <u>大麻又はあへん</u>を譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>大麻、あへん、覚醒剤の記載要領を警察庁通達のとおり整理した</p> <p>「覚せい剤」を漢字表記 「覚醒剤」に訂正</p> <p>一定の基準を満たした医薬品等の除外規定を追加</p> <p>大麻を削除</p>

○ 自動車等の運転禁止に係る処分基準

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年12月12日作成</p> <p>法令名：道路交通法（5-31）</p> <p>根拠条項：第107条の5第2項</p> <p>処分の概要：自動車等の運転禁止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法令の定め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）</p> <p>処分基準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p> <p>備考：</p>	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <p>法令名：道路交通法（5-31）</p> <p>根拠条項：第107条の5第2項</p> <p>処分の概要：自動車等の運転禁止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法令の定め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）</p> <p>処分基準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p> <p>備考：</p>	

改正後	改正前	備考																				
<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 411 904 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 411 1731 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理</p>
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						

改正後	改正前	備考
<p><u>2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。</u></p> <p><u>3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u></p> <p><u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u></p> <p><u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) あへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u></p> <p><u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) <u>大麻又はあへん</u>を譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>大麻、あへん、覚醒剤の記載要領を警察庁通達のとおり整理した</p> <p>「覚せい剤」を漢字表記「覚醒剤」に訂正</p> <p>一定の基準を満たした医薬品等の除外規定を追加</p> <p>大麻を削除</p>

○ 自動車等の運転禁止に係る処分基準

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年12月12日作成</p> <p>法令名：道路交通法（5-32）</p> <p>根拠条項：第107条の5第9項</p> <p>処分の概要：自動車等の運転禁止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）</p> <p>処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p> <p>備考：</p>	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年7月1日作成</p> <p>法令名：道路交通法（5-32）</p> <p>根拠条項：第107条の5第9項</p> <p>処分の概要：自動車等の運転禁止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）</p> <p>処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p> <p>備考：</p>	

改正後	改正前	備考																				
<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 411 904 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>別紙</p> <p>第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 411 1731 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td> <td>18 0日</td> </tr> <tr> <td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td> <td>90 日以上</td> </tr> <tr> <td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。</p>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理</p>
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						

改正後	改正前	備考
<p><u>2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。</u></p> <p><u>3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u></p> <p><u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u></p> <p><u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) あへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u></p> <p><u>3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u></p> <p><u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u></p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1) 以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) <u>大麻又はあへん</u>を譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	<p>大麻、あへん、覚醒剤の記載要領を警察庁通達のとおり整理した</p> <p>「覚せい剤」を漢字表記「覚醒剤」に訂正</p> <p>一定の基準を満たした医薬品等の除外規定を追加</p> <p>大麻を削除</p>